

世田谷区インラインスケートクラブ 会則

(名称)

第1条 本会は世田谷区インラインスケートクラブ（以下「会」という。）と称し、この会は世田谷区ローラースポーツ連盟の所属団体とする。

(目的)

第2条 本会はインラインスケートを通じて、会員の健康維持と会員間の親睦を図り、健全なるローラースポーツの普及、発展に努め、体育文化に寄与することを目的とする。

(活動の本拠地および時間帯)

第3条 本会は大蔵運動公園ローラースケート場を活動の本拠地とし、原則として土曜の午前9時から～12時を活動の時間とする。なお会員の都合により参加できない場合、特に申し出を必要としない。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) インラインスケート（主としてスラローム競技）の練習。
- (2) インラインスケート関連イベントへの参加。
- (3) その他本会の目的達成のために必要な活動。

(会員の権利と義務)

第5条 会員の権利と義務を次のとおりとする。

- (1) 会員は「世田谷インラインスケートクラブ」の活動に自由に参加できる権利を有す。
- (2) 会員は本会のスポーツ安全保険（大人C区分、中学生以下AW区分）に加入する義務を有す。
- (3) 社会倫理に反すること（危険行為、器物損壊、ゴミの放置等）を行わない義務を有す。
- (4) 活動時に必要なプロテクター等の用具を正しく着用する義務を有す。

(入会)

第6条 本会への加入は次のとおりとする。

- (1) 本会の目的に賛同し活動できる満4歳以上の者。但し未成年者は保護者の同意を必要とする。
- (2) 本会への加入登録は、本会指定の手続きにてこれを行う。
- (3) 加入登録の有効期間は、加入登録手続き完了の通知がされた日からその年度末（3月末日）までとし、年度毎にこれを更新する。

(脱会)

第7条 本会からの脱会は次のとおりとする。

- (1) 委員に申し出た者。
- (2) 更新登録を行わなかった者。
- (3) 社会倫理に反する等に関係が見られ、委員会の指導に従わなかった者。

(委員)

第8条 本会に、次の委員を置く。

- (1) クラブ委員長 1名
- (2) クラブ委員 若干名

(委員の選任及び職務)

第9条 前条の委員は、成人会員の中から互選により選出する。

- 2 委員は次の職務を分任する。
 - (1) クラブ委員長は、本会を代表し会務を統括する。
 - (2) 本会の会員の活動現場を監督する。

(任期)

第10条 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、委員会においてこれを補充する。この場合補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第11条 本会の会議は、委員会とする。

(会計)

第12条 本会の会計は世田谷区ローラースポーツ連盟が管理する。

- 2 会員は本会への入会・更新時にスポーツ安全保険の実費を支払うものとする。
- 3 本会の会費は500円/月・家族とし、入会月から年度末までの会費を先払いするものとする。
- 4 本会の会計は、年会費・寄附金その他の収入によって、これにあてる。
- 5 活動現場監督を務めた委員へ1日あたり3,000円を支給する。

第13条 納入された会費は以下の理由の場合、返金される。

- (1) 会の活動が継続不可能と委員会が判断した場合。
- (2) その他、返金が必要と委員会が判断した場合。

(事故)

第14条 会としての活動中の事故については、第5条の規定に基づき加入したスポーツ安全保険を限度としてその範囲内で処理する。

- 2 活動中の事故に対応するため、小学6年生以下の会員は保護者同伴での参加とする。会員単独で参加をさせる場合には委員に承諾を得た上、参加するものとする。

(その他)

第15条 会員は活動内容を委員会に一任する。ただし、委員に対して必要な意見を述べることができるものとし、委員は当該意見を十分検討考慮するものとする。

- 2 活動中の静止画・動画等の取り扱いについては理事長に一任する。ただし、理事長に対して必要な意見を述べるができるものとし、理事長は当該意見を十分検討考慮するものとする。

(付則) この会則は平成29年4月1日から施行する。